

安全保障理事会決議 2441 (2018)

2018年11月5日、安全保障理事会第8389回会合にて採択

安全保障理事会は、

諸決議 1970 (2011)、1973 (2011)、2009 (2011)、2040 (2012)、2095 (2013)、2144 (2014)、2146 (2014)、2174 (2014)、2213 (2015)、2278 (2016)、2292 (2016)、2357 (2017)、2362 (2018) 2420 (2018) により課されそして修正された武器禁輸、渡航制限、資産凍結および違法な石油輸出に関する措置(「同措置」)、および決議 1973 (2011) の第 24 項により設立されそして諸決議 2040 (2012)、2146 (2014)、2174 (2014)、2213 (2015) 並びに 2278 (2016) により修正された専門家パネルの職務権限は、決議 2362 (2017) により 2018 年 11 月 15 日まで延長されたことを想起し、

リビアの主権、独立、領土保全および国の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

2015 年 12 月 17 日のモロッコのスヒラットのリビア政治合意の署名を歓迎し、そしてトリポリを基礎とすべきリビアの唯一の合法的政府として国民合意政府 (GNA) を支援する 2015 年 12 月 13 日のローマ・コミュニケを是認した決議 2259 (2015) を想起し、そして国民合意政府を支援するこれに関連した安保理の決意を更に表明し、

2016 年 1 月 25 日のリビア国民代議院によるリビア政治合意 (LPA) の原則的承認と LPA を支持するためのその公約を再確認したリビア政治対話のその後の会合を歓迎し、そして LPA が、リビアの政治的危機を終わらせるための唯一の実行可能な枠組のままであること、そしてその実施が、選挙を開催し政治的移行を完了することに対する鍵のままであることを再確認し、

リビアからの、原油および石油精製製品を含む、石油の違法輸出を防止するため適切な行動を取ることにおける GNA の主要な責任を強調しそしてリビアの領域と資源に関するリビアの主権に対する国際的な支援の重要性を再確認し、

リビアからの、原油および石油精製製品を含む、石油の違法輸出が、国民合意政府を損なっている

こととしてリビアの平和、安全および安定に対して脅威を与えていることに安保理の懸念を表明し、

リビアのエネルギー輸出の中断を平和的に解決するためのリビアの取組に対する支援を表明しそしてあらゆる施設の管理は、適切な当局に戻されるべきことをくり返し表明し、

リビアの国家金融機関と国営石油公社（NOC）の高潔さと統一を傷つけ得る活動について安保理の懸念をさらにもくり返し表明し、オイル・クレセントにおける出来事とリビアの NOC が、全てのリビア人に代わってまたその利益のためにその活動を再開したという発表を歓迎している 2018 年 7 月 19 日の安全保障理事会報道声明を想起し、そして緊急を要することとしてまたリビア政治合意に従った将来の憲法の取極めを害することなしに、国営石油公社、リビア中央銀行およびリビア投資庁に関する独占的かつ効果的な監視を行使する国民合意政府の必要性を強調し、

リビア政治合意により特定された、リビア政治合意の外にあった、合法的当局と主張している似ている機関に対する支援と正式な接触を止めることを加盟国に求めた決議 2259（2015）を更に想起し、

1982 年 12 月 10 日の海洋法に関する国際連合条約に反映された、国際法が、大洋および海洋における活動に適用可能な法的枠組を規定していることを想起し、

武器禁輸の実施に関連して、諸決議 2292（2016）、2357（2017）および 2420（2018）により特定された期間の間、関連する安全保障理事会諸決議に違反して武器または関連物資を運んでいると信じられるリビアに向けたまたはリビアからの船舶のリビアの沿岸沖の公海における検査、および加盟国が、これらの諸決議に従って行動すると同時にどのような検査でも事前に船舶の旗国の同意をまず得るため誠実に取り組むことを条件としてそのような品目の押収および廃棄の権限を付与している、これらの諸決議を更に想起し、

文民を標的とした攻撃に関与した者を含めて、人権の違反または侵害若しくは国際人道法の違反について責任を有する者の責任を問うことの重要性を再確認し、また国家当局へ拘束者を移送する必要性を強調し、

決議 2259（2015）の第 3 項において述べられたように、国民合意政府に対する安保理の支援の表

明をくり返し表明し、そしてこの決議において国民合意政府に対して為された具体的要請をこれに関連して留意し、

全ての加盟国が、リビアの優先事項に沿ってまた援助の要請に対する対応において、国民合意政府の能力を構築するための調整された支援のパッケージを策定するため、事務総長の特別代表の取組とリビア当局および国際連合リビア支援ミッション（UNSMIL）との活動を十分に支援するという安保理の要請をくり返し表明し、

リビアにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定して、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

原油および石油精製製品を含む、石油の違法輸出の防止

1. 国民合意政府の権限の下で行動していない似ている機関によるものを含む、リビアからの、原油および石油精製製品を含む、石油を違法に輸出する試みを非難する。

2. 決議 2146 (2014) により規定された承認および課された措置を 2020 年 2 月 15 日まで延長することを決定し、そして同決議により規定された承認および課された措置は、リビアから違法に輸出したまたは輸出することが試みられた、原油および石油精製製品を含む、石油を積んでいる、輸送しているまたは荷揚げしている船舶に関して適用するものとするを更に決定する。

3. 決議 2146 (2014) における措置に関して決議 1970 (2011) の第 24 項に従って設立された委員会（「同委員会」）との意思疎通に責任を有するフォーカルポイントの国民合意政府による任命および同委員会への通知を歓迎し、フォーカルポイントに対し、リビアから違法に輸出された、原油および石油精製製品を含む、石油を輸送しているどのような船舶についても同委員会に知らせ続けることを要請し、そして国民合意政府に対し、その点に関して国営石油公社と緊密に活動することを、そしてその管理の下にある港、油田および設備に関して同委員会に知らせるため最新情報を定期的に提供すること、並びに原油および石油精製製品を含む、石油の合法的な輸出を認証するために用いられているメカニズムについて同委員会に知らせることを促す。

4. 国民合意政府に対し、そのような輸出または輸出の試みに関する何らかの情報に基づいて、問題を解決するために、第一に、関係する船舶の旗国と迅速に接触することを求め、そして同委員会に対し、リビアから違法に輸出された、原油および石油精製製品を含む、石油を輸送している船舶に関する国民合意政府のフォーカルポイントから同委員会への通知について全ての関連する加盟国に直ちに知らせることを指示する。

金融機関の効果的な監視

5. 国民合意政府は、それが国営石油公社、リビア中央銀行、およびリビア投資庁に関する独占的かつ効果的な監視を行使するや否や、同委員会に確認することを要請する。

武器禁輸

6. 決議 2278 の第6項に従ったフォーカルポイントの国民合意政府による任命を歓迎し、その統制下にある治安部隊の組織、政府の治安部隊による軍事装備の安全な貯蔵、登録、維持および分配を確実にするために整っている社会資本および訓練の必要性について同委員会にフォーカルポイントより提供された概要説明に留意し、国際社会の支援を得て、武器を制御しそして安全に貯蔵する国民暫定政府の重要性を強調し続け、そして安全を確保することとテロリズムからリビアを守ることは、リビア政治合意の枠組の範囲内で国民合意政府の独占的な権限の下での統一されたまた強化された国の治安部隊の任務でなければならないことを強調する。

7. 国民合意政府は、イラクおよびレバントのイスラム国 (ISIL、ダーシュとしても知られている)、ISIL に忠誠を誓った集団、アル・カーイダ、アンスール・アリ・シャリア並びにリビアで活動しているその他の関連集団と闘うためその管理下にある治安部隊による使用のために、決議 2174 (2014) の第8項の下で、武器および関連する弾薬および予備部品を含む関連物資の供給、販売または譲渡を求める要請を提出することができることを確認し、同委員会に対し、そのような要請を迅速に審議することを求め、そして適切な場合には、武器禁輸を再検討することを審議する安全保障理事会の用意があることを確認する。

8. 加盟国に対し、リビアの安全に対する脅威に対応してまた ISIL、ISIL に忠誠を誓った集団、アル・カーイダ、アンスール・アリ・シャリア並びにリビアで活動しているその他の関連集団を打破することにおいて、必要な安全上のまた能力構築援助をそれに提供することにより、その要請に基づいて、国民合意政府を支援することを促す。

9. 国民合意政府に対し、国民合意政府により発行された最終使用者証明書の使用を通じたものを含めて、決議 1970 (2011) の第 9 項(c)または決議 2174 (2014) の第 8 項に従って、リビアに対して供給、販売または譲渡された武器若しくは関連物資の監視と管理を更に改善することを促し、決議 1973 (2011) の第 24 項により設立された専門家パネルに対し、安全な調達と武器および関連物資の安全を確保するために必要とされる予防手段について国民合意政府と協議することを要請し、そして加盟国および地域機構に対して、そうするために現在整っている社会資本とメカニズムを強化するためその要請に基づいて国民合意政府に対し援助を提供することを促す。

10. 国民合意政府に対し、それが監視を行うや否や、あらゆる入口におけるものを含めて、武器禁輸の実施を改善することを求め、そして全ての加盟国に対し、そのような取組において協力することを求める。

渡航禁止および資産凍結

11. 決議 1970 (2011) の第 15、16、17、19、20 および 21 項で明記され、決議 2009 (2011) の第 14、15 および 16 項、決議 2213 (2015) の第 11 項並びに決議 2362 (2017) の第 11 項により修正された、渡航禁止および資産凍結措置は、同決議の下でまた決議 1973 (2011) の下で並びに決議 1970 (2011) の第 24 項に従って設立された委員会により指定された個人および団体に適用することを再確認し、またこれらの措置は、リビアの平和、安定または安全を脅かすか若しくはその政治的移行の成功裡の完了を妨害するかまたは損なうその他の行為に従事しているか若しくは支援を提供していると同委員会により決定された個人および団体にも適用することを再確認し、そして決議 2213 (2015) の第 11 項(a)–(f)に掲載された行為に加えて、当該行為は、決議 1973 (2011) の第 24 項により設立され、諸決議 2040 (2012)、2146 (2014)、2174 (2014)、2213 (2015) およびこの決議により修正された専門家パネル（「同パネル」）の構成員を含む、国際連合要員に対する攻撃を計画すること、指示すること、支援すること、または参加することをまた含むことができるが限定されないことを再確認し、そし

て当該行為は、性的およびジェンダーに基づく暴力に関与している行為を計画すること、指示することまたは犯すことをまた含むことができるが限定されないことを決定する。

12. 加盟国、特に指定された個人や団体がそこを本拠地としている国並びに措置の下で凍結された自らの資産がそこに存在すると疑われる国、に対し、2017年6月7日と2018年9月11日に同委員会により指定された者を含めて、制裁一覧表にある全ての個人に関して渡航禁止および資産凍結措置を効果的に実施するために当該国が講じてきた行動について同委員会に対して報告することを求める。

13. 決議 1970 (2011) の第 17 項に従った資産凍結が、後の段階で、リビア国民に利用可能とまたその利益のために為されるものとしそして文書 S/2016/275 として配布された書簡に留意することを再確認し、国民合意政府の要請で、資産凍結に対する変更を、適切な場合には、審議する安全保障理事会の用意があることを確認する。

専門家パネル

14. 決議 1973 (2011) の第 24 項により設立されそして諸決議 2040 (2012)、2146 (2014)、2174 (2014)、および 2213 (2015) により修正された専門家パネル（「同パネル」）の職務権限を 2020 年 2 月 15 日まで延長することを決定し、同パネルの負託された任務は、決議 2213 (2015) において明確にされたままとするものとしまたこの決議において更新された措置に関しても適用するものとしそして専門家パネルに対し、決議 2242 (2015) の第 6 項に沿って、必要な性的およびジェンダーに基づく暴力の専門知識を含めることを要請する。

15. 同パネルは、遅くとも 2019 年 6 月 15 日までにその活動に関する中間報告書を、そして同委員会との議論の後で、遅くとも 2019 年 12 月 15 日までに、その所見と勧告と共に、安保理への最終報告書を、安保理に対して提供するものとすることを決定する。

16. 全ての国家、UNSMIL を含む、関連する国際連合機関、およびその他の関係当事者に対し、とりわけ諸決議 1970 (2011)、1973 (2011)、2146 (2014) および 2174 (2014) で決定され、諸決議 2009 (2011)、2040 (2012)、2095 (2013)、2144 (2014)、2213 (2015)、2278 (2016)、2292 (2016)、2357 (2017)、2362 (2017)、2420 (2018) においてまたこの決議において修正された措置の実施、と

りわけ不遵守の出来事、に関して任意で何らかの情報を与えることにより、同委員会および同パネルと十分に協力することを促し、そして UNSMIL および国民合意政府に対し、情報を共有すること、通過を促進することそして、適切な場合には、兵器貯蔵施設へのアクセスを許可することによるものを含めて、パネルのリビア国内の捜査作業を支援することを求める。

17. 全ての当事者および全ての国家に対し、同パネルの構成員の安全を確保することを求め、そして全ての当事者およびリビアと同地域の諸国を含む全ての国家に対し、とりわけパネルがその任務の遂行に関連するとみなす人、文書および場所に対する、妨害のないまた直ぐのアクセスを提供することを更に求める。

18. リビアにおける進展に照らして何時でも必要な場合には、措置の強化、修正、停止または撤廃を含む、この決議に含まれた措置の適切性を再検討する安保理の用意があること、また UNSMIL と同パネルの職務権限を再検討する安保理の用意があることを確認する。

19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。